

本庄産あまりんPR推進事業業務委託公募型プロポーザルに関する質問及び回答

令和7年6月10日

NO.	質問	回答
1	双方に参加した方への特典は本事業の見積額に含める必要がございますでしょうか。	イベント・スタンプラリーの双方に参加した方への特典に関する提案は必須ではありませんが、提案する場合は、本業務の見積額に含めてください。
2	スタンプスポットの設置目標数は、どの程度を想定されていますでしょうか。	市内20～30店舗を想定しています。
3	オリジナルメニューは、飲食に限らず土産品等の物販も想定されていますでしょうか。	あまりんを味わってその魅力を体感していただくために主として飲食物を想定していますが、例えば「あまりんステッカー」などの物品でも可能です。
4	スタンプラリーチラシ・ポスター、イベントチラシ・ポスター、冊子の校正はどの程度のものを想定されていますでしょうか。 文字校正のみまたは、色校正（簡易校正、本紙校正）まで希望する等、希望があればご教示ください。	いずれも色校正（簡易校正）を希望します。
5	「校正・校閲・版下データの制作業務 上記により作成、編集した原稿をもとに、校正作業を3回以上行い、版下を作成すること。版下データは、再編集可能なデータ及びアウトライン化済みのデータの2種類を提出すること。なお、データは Windows 版 AdobeIllustrator 最新版及び Adobe Acrobat 及び Adobe Reader で 閲覧加工が可能なものとする。」とございますが、より良い紹介冊子を作成するために、本庄市様と弊社とで共同で著作権を持つことは可能でしょうか。	共同で著作権を保持することも認めます。
6	スタンプスポットの募集業務について店舗数などは決まりがありますでしょうか？また、発注者が候補となるスタンプスポットの情報とありますが、それ以外も提案が必要でしょうか？	スタンプスポットの店舗数に定めはありませんが、市内20～30店舗を想定しています。 また契約後、受注者が独自の調査・取材等によりスタンプスポット候補を発注者に提案することが可能ですが、必須ではありません。なお、発注者からのスタンプスポット候補の情報提供は契約後に行うものですので、本プロポーザル時点でのプロポーザル参加者からの独自提案は必須ではありません。
7	スタンプスポットのオリジナルメニューの開発については、受注者は監修などが必要なのでしょうか？そちらは委託外になりますでしょうか？	原則として、オリジナルメニューの開発はスタンプスポットとなる店舗等が各自で行っていただくことを想定しています。ただし、委託料の範囲内で受注者が監修することを妨げるものではありません。
8	イベントチラシ・ポスターの部数は決まっていますでしょうか。	チラシ：5,000部、ポスター：100部程度を想定していますが、イベントチラシ・ポスターについては、印刷業務を本業務とは別に発注する予定ですので、本業務においてはデザインのみを委託するものです。

9	想定しているスタンプスポットの店舗数について、想定があればご教示ください。	NO. 2のとおり
10	オリジナルメニューについて、価格帯をある程度揃える必要がありますか。	価格帯は揃えなくても差し支えありません。
11	オリジナルメニュー1点当たりに入手可的なスタンプの数を複数に設定してもよいでしょうか。	原則としてオリジナルメニュー1点当たりスタンプ1個を想定していますが、価格等によってスタンプを複数個に設定しても構いません。スタンプの獲得方法等の詳細については、契約後に発注者との協議により決定することとします。
12	紹介冊子の形状について、折り畳んだ状態で8ページ以上を満たせばよいか、ホチキス止めの状態に限りますか。	ホチキス等で綴じた状態（中綴じ）のみとします。
13	デジタルスタンプラリーを過去に本庄市様で実施した際に活用したツールがあればご教示ください。	令和4年度実施「八高線沿線デジタル周遊スタンプラリー」 共催：本庄市（都市計画課）、東日本旅客鉄道株式会社高崎支社（八高線組織横断ハッチこっちはしごPT） 使用ツール：SpotTour（ https://www.spottour.jp/ ） ※なお、以上はあくまで参考情報であり、このツールの使用を推奨するものではありません。
14	本事業の実施は初めてでしょうか？これまでに実施されている場合は、過去の受託者と実施内容をご教示ください。	本事業の実施は初めてです。 なお、本業務委託の範囲外ですが、イベントについては令和5年度・6年度に実施した実績があります。これについては、本庄産あまりんの販売及び飲食店等による本庄産あまりんを使ったスイーツ等の販売を行ったもので、駐車場警備のみ業務委託を行いました。※R5:開催日 令和6年2月10日、会場 本庄市役所。R6:開催日 令和7年2月15日、会場 本庄総合公園。
15	現在の本庄産あまりんPR における課題をご教示ください。	埼玉県オリジナルいちご品種としてのあまりんの知名度や需要は年々高まっているところですが、本市が県内1位の生産地であることはあまり知られていないのが現状です。市内外の方に「あまりんと言えば本庄」という認識を持っていただき、さらに、本市はほかの野菜等の産地でもあるので、あまりんをフックとして本庄産農産物全般の認知度を高め、魅力を知っていただきたいと考えています。
16	スタンプラリーはデジタル形式での実施を必須とするとありますが、理由をお聞かせください。	あまりんの生産時期等の関係で、スタンプラリーを実施できる期間が限られています。限られた期間の中で、市内外問わず広く本庄産あまりんの魅力を発信するためのフックとなるよう、デジタル形式での実施を必須としています。
17	本事業における使用可能なSNSアカウントはございますでしょうか？ある場合はアカウント名をご教示ください。また、本事業用にアカウントを新たに開設することは可能でしょうか？	本庄市農政課公式Instagramアカウント（@honjo_agriculture）を使用可能です。なお投稿は農政課職員が行いますので、受注者は画像および文章を農政課に提供することで使用が可能になります。 本事業用に新たにSNSアカウントを開設することは、事業終了後の管理体制が不確定となることから原則として不可とします。

以上